

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

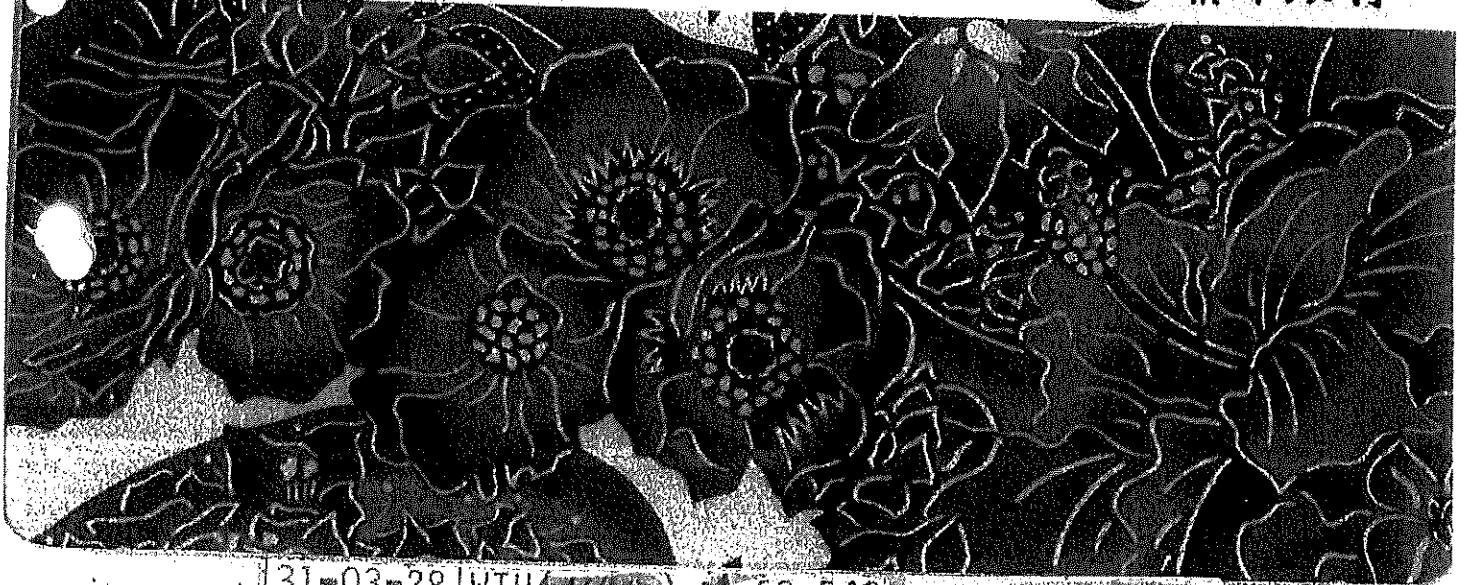
毎月の家賃(共益費込) 66,000 円を差し引いた金額が水道料

家賃
水道

店番号 口座番号

西銘 啓・史郎 様

琉球銀行



31-03-28	WTU (40%)	69,543	1. 支払い済
01-05-07	WTU (50%)	67,356	1. 支払い済
01-05-28	WTU (60%)	67,356	1. 支払い済
01-06-28	WTU (70%)	67,356	1. 支払い済
01-07-29	WTU (80%)	67,356	1. 支払い済
01-08-28	WTU (90%)	67,350	1. 支払い済
01-09-30	WTU (100%)	67,356	2. 支払い済
01-10-28	WTU (110%)	67,358	2. 支払い済
01-11-28	WTU (120%)	67,358	1. 支払い済
01-12-30	WTU (140%)	67,380	1. 支払い済
02-01-28	WTU (20%)	67,436	1. 支払い済
02-02-28	WTU (30%)	67,380	1. 支払い済

充当割合・政務活動以外が含まれるので案分

事務所費
電気料

電気料金領収事実証明書

電気番号			
18119	139	1	8

契約種別
従量電灯

ご契約者
西銘 啓史郎 様

供給地点特定番号
10-0001-8119-0013 -9180-0000

ご請求者
西銘 啓史郎 様

ご使用場所
那覇市識名3丁目15-2 SSパレス 102

ご請求宛先
那覇市識名3丁目15-2 SSパレス 102

年	月分	消費税等相当額 (円)	領収金額 (円)	領収年月日	備考
H31	4	154	2084	平成31年 4月28日	充当せり
R 1	5	144	1948	令和 1年 5月22日	
R 1	6	232	3135	令和 1年 7月19日	
R 1	7	229	3095	令和 1年 8月16日	
R 1	8	165	2235	令和 1年10月 5日	
R 1	9	158	2134	令和 1年10月 5日	
R 1	10	148	2015	令和 1年10月26日	
R 1	11	158	1740	令和 1年12月19日	
R 1	12	163	1797	令和 1年12月27日	
R 2	1	590	6494	令和 2年 1月31日	
R 2	2	278	3063	令和 2年 3月 9日	
R 2	3	200	2208	令和 2年 3月26日	
電気料 1月分が大幅にアップしているので 年平均額で充当					2,662 円

合計	2619	31948	¥26,032
----	------	-------	---------

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

上記のとおり領収したことを証明します

令和 2年 4月 8日

沖縄電力株式会社

Y1401-15-26(03.H23)03228

事務所概要申告票

議員名 西銘 啓史郎

1. 物件の所在

住所	那覇市識名3-15-2 S・Sパレス 102号室	
電話番号	098-960-8994	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借借契約先 [XXXXXXXXXX] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

西銘 啓史郎 

賃貸人 氏名

XXXXXXXXXX

住所

XXXXXXXXXX

事務所費充当状況申告票

議員名 西銘 啓史郎

1. 事務所の状況

住所	那覇市識名3-15-2 S・Sパレス 102号室
----	--------------------------

(事務所の外観)

事務所外観の
全景写真を添付

(事務所の内観)

事務所内観の
写真を添付

(事務スペース、事務用備品等
の事務所としての機能を有して
いることが確認できるもの)

2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所として活用
後援会事務所は別途構えている

(関係経費)


家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1000円
	円

(充当額)

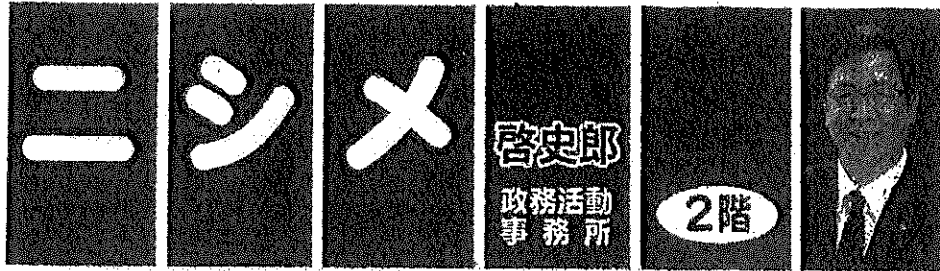
家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1000円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

西銘 啓史郎 

B w780×h1350mm×6面

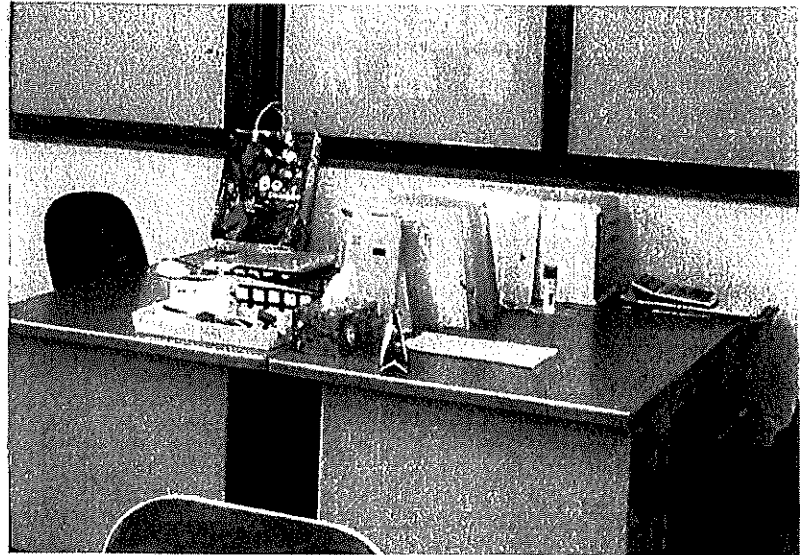
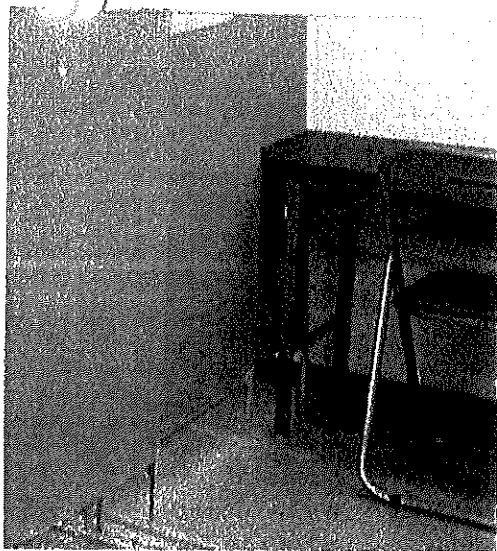
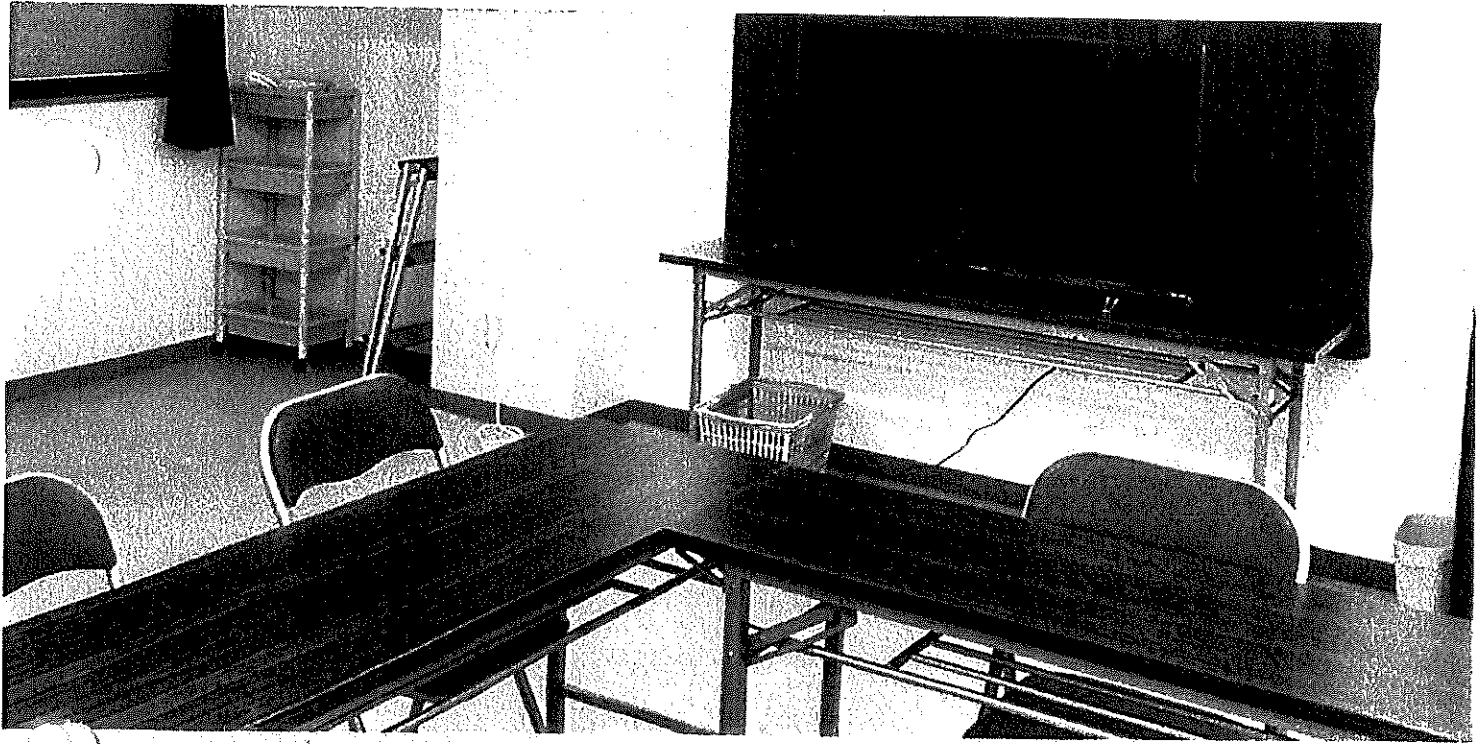
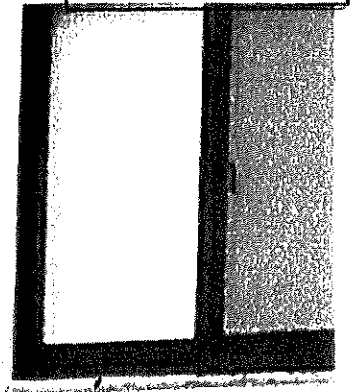


<p>今回ご提案いたしましたデザイン及び、その一部を無断使用する事は、著作権の侵害になります。ご契約の前後に関わらずデザイン使用を行う場合は、当社担当者に承諾を頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>契約書 ※制作にあたり上記仕様及び、デザインにおいて承諾します。</p> <p>平成 年 月 日</p>	<p>相当印</p>
<p>Photo Plan Service TEL:098-854-3383 / E-mail:photoplan368@ybb.ne.jp</p>	<p>お客様サイン</p>	

※お見積り了解後、デザイン校正致します。
 ※デザイン校正提案後のキャンセルにつきましてはデザイン料が発生いたします。
 ※当社で作成、及び校正したデータに関しましては引き渡しは致しておりません。あらかじめご了承ください。

契約書では102号室

建物の構造で外観からは2階に見える為、あえて看板に2階と表記しました。



定期建物賃貸借契約書

店舗事務所用

契約・期間

2018年12月9日 ~ 2020年12月8日

物件名 S・Sパレス

102号室

フリガナ

西銘啓史郎

西銘 啓史郎 様

管理業者

有限会社 すまいの大進

沖縄県那覇市国場1168-5

TEL 098-832-1144

FAX 098-832-1155

(賃貸人) 住所
氏名

(管理会社) 住所 〒902-0075 那覇市宇留
有限会社 すまいの大進
代表取締役 西銘啓史郎
TEL098-832-1144

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基づき次とおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了します。期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

物件表示	名称	S・Sパレス		102号室
	所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2		
再契約期間	始期	2018年12月9日	から	2年間
	終期	2020年12月8日	まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づき説明を受けました。

2018年11月29日

住所 沖縄県那覇市識名3-15-2

S・Sパレス 102号室

氏名

西銘 啓史郎

定期建物賃貸借契約書 (店舗事務所用)

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。)及び借主 (以下「乙」という。)は、標記に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約 (以下「再契約」という。)をすることができる。再契約手数料として 10,000 円 (税別) を丙へ支払うものとする。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間 (以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を審面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合には、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を標記の目的 (業種) にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を日割計算した額とする。

3 賃料の改定は標記の通りとする。

(共益費)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を日割計算した額とする。

4 共益費の改定は標記の通りとする。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の車を駐せしめなければならない。

2 駐車場内における整頓又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

3 乙の駐車場所に他の車両があっても、自らの管理にて処理するものとする。

4 乙は車庫証明を必要とする場合には保証金・事務手数料を支払わなければならない。

事務所費

物件種別	事務所		使用目的(業種)	
構造	鉄筋コンクリート造		敷地面積	
積	建物面積		駐車場No.	
面	駐車場面積		その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	
契約期間	始期	2018年12月9日	から	2020年6月8日まで
	終期	2020年12月8日	日	
	(契約終了の通知をすべき期間) 2019年12月9日から2020年6月8日まで			
賃料等	賃貸料(月額)	65,000円	敷金	(1ヶ月分) 65,000円
	共益費(月額)	1,000円	礼金	65,000円
	駐車場料(月額)	1台無料		
駐車場利用車両				
賃料の改定	甲及び乙は次の各号に該当する場合には協議の上、改定する事が出来るものとする。 (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合。 (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の増減により家賃が不相当となった場合。 (3) 近隣同種の建物の家賃が不相当となった場合。			
借主の解約権	乙は、甲に対して、3ヶ月前までに審面で解約の申し入れを行うことにより本契約を解約することができる。 乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を中途解約権は認めない。			
支払期日	上記の家賃は、28日に下記の口座より自動振替にて支払うものとする。 ただし、振替手数料等は乙の負担とする。 振込の場合は、下記口座に振り込むものとする。			
振替口座	銀行名	支店名	預金	口座番号
	琉球銀行			
				受取人 (有)すまいの大造
[緊急連絡先]	氏名 住所 借主との関係			
[特記事項]				

事務所費

第8条 (諸費用の負担) 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金・保証金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 甲は、本物件の明け渡しがあつたときは、明渡日から30日以内に、敷金・保証金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。

4 前項の但書の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金・保証金の額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

6 賃料が増額された場合、乙は敷金・保証金を補填しなければならない。補填する敷金・保証金は、新賃料額を基準に本契約の標記に記載する月数相当額とする。

7 敷金・保証金の返還は、 $\frac{2}{12}$ 年未満に解約する場合はありませぬ。

2. 一年以上経過後に解約する場合は、 $\frac{100}{100}$ %返還致します。

(借主の善管義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を安全し使用し使用しなければならない。

乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を破損、破壊、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。
- (2) 本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
- (3) 建物等を第3条の使用目的以外に使用するとき。
- (4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
- (7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。
- (8) 犬猫等の動物の他、猿猴、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。
- (9) 本物件出入口の鍵を変えるとき。
- (10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣

事務所費

の迷惑及び共同の害を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等を行わなければならない。

- (1) 銃砲、刀剣又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第13条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

(1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。

(2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、動産先その他に変更が生じたとき。

(3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。

(4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。

3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。

5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装造作諸設備工事)

第15条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4 乙が甲の承諾を得て施した建具、その他造作・模様替等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為らに生じた損害の賠償責任は乙が負うものとする。

(乙からの解約)

第16条 乙からの中途解約は標記の通りとする。

事務所費

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかにか該当したときは、甲は、催告その他の法定手続をなすらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないこと認められるときは、この限りでない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上連続して滞納したとき。
(2) 乙が賃料、共益費等の支払いをいしばし遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
(3) 本契約の各条項に違反したとき。
(4) 環遊及び共同生活の秩序・平等等を阻害する行為を反復したとき。
(5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破壊させたとき。
(6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
(7) 第13条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となつたとき。

(暴力行等の排除)

第18条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明け渡さなければならぬ。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガス等の供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
(2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。
(3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
(4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
(5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
(6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第19条 天災、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第20条 第17条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものととして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに費するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状)

第21条 乙は、本契約が終了する日(甲が第2条第3項に規定する通知をなしかつた場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6ヶ月を経過した日)までに(第17条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならぬ。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならぬ。
3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

- (1) 乙及び使用人すべての退去。
(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。
(3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。
(4) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が1項の明渡し日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

- (1) 明渡し日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。
(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。
5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第22条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は、第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することができない。
3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。
4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険の加入)

第24条 甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、地震、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合に賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 この故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填できない部分については別途請求できる。

(返済損害金)

乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料、共益費等)の支払いを遅延したときは、乙は甲に対して

事務所費

1. 保証料利息金年14.6%を支払いなければならない。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の一切の債務（甲が第2条第8項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る。ただし、乙が明渡しを待渡し、明渡しを遅滞した期間を含む。）を負担するものとする。

第10条 乙は、連帯保証人が欠けたときに、又は連帯保証人として適当でないと甲が認めるときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

第11条 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第12条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物の明渡しに關する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に基づいて、一切の不取を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が質料等の支払いを3ヶ月以上滞りし、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

(物の交換)

第13条 甲は、乙が防犯等正当な理由で鍵の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。

この場合、鍵の交換費用は、乙の全費負担とする。

(再契約)

第14条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

再契約をした場合、第2条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに進行することとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして第9条第3項の規定による。

第15条 本契約に關する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合

は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

(賃料回収業務について)

弊社は賃料回収業務を「(株)フェア一信用保証」へ委託しております。

一方、賃料支払が遅れた場合は弊社からではなく「(株)フェア一信用保証」よりご連絡が入ります。(業者委託の為、会社名が異なります。)

このの締結を証するため本契約書 通 を作成し当事者記名押印の上、甲乙各を保有する

2018年11月29日

甲(貸主) 住所 氏名

乙(借主) 現住所 フリガナ 氏名

勤務先社名 勤務先所在地

連帯保証人 住所 氏名

勤務先社名 勤務先所在地

連帯保証人 住所 氏名

勤務先社名 勤務先所在地

媒介業者

〒902-0076 那覇市字国場11-1
有限会社 すまいの
代表取締役 島田
TEL 098-832-
取引主任者氏名 008403
取引主任者氏名

媒介業者

事務所費

号 () 第

取引主任者氏名
取引主任者氏名

充当割合:政務活動費のみ全額充当

事務費

事務用品
リース料

7018 2019

2019
11月

平成31年2月4日

領収証

No 005797

西銘啓史郎 様

お客様コード ①11660



領収金額 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金		会議用テ-ブル10台 23400円 (1月消費税等5200)
小切手		
手形		
相殺		
値引		

(株)西 事 務 機
〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字長86番地
TEL (098) 946-4649
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

2018/12月~2019年/11月分 70,200円
 2018年12月~3月分 前年度 23,400円 充当
 2019年4月~11月分
 70,200 - 23,400 = 46,800

8ヶ月分 46,800円 /

充当割合:政務活動のみ全額充当

専務費

事務用品
リース料

令和2年3月30日

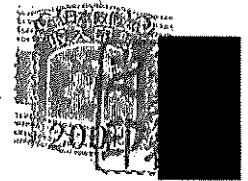
領収証

No 006396

西脇 啓太郎 様

お客様コード ①11660

領収金額 71,660.00 円也



経理検印	担当者	伝票発行人

内訳	金額	摘要
現金		会議費-フレックス代 内:消費税等16,000 (2019年12月~2020年11月)
小切手		
手形	/	
形	/	
相殺	/	
値引		

(株)西事務機
〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字長崎66番地
TEL (098) 946-4649
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。

H28.3 100冊

2019年12月~2020年11月分 66,000円

2019年12月~3月分

$$66,000 \div 12 = 5,500$$

$$5,500 \times 3 = 16,500$$

$$5,500 \times 18/31 = 3,193$$

12月~2月分 16,500円

3月日割り 3,193円

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務費

固定電話

01-05-07 | WTU | ✓ 8,935 | 50070079682367

01-05-31 | WTU | ✓ 8,935 | 50070079682367

01-07-01 | WTU | ✓ 8,974 | 50070079682367

01-07-31 | WTU | ✓ 8,935 | 50070079682367

01-09-02 | WTU | ✓ 8,015 | 50070079682367

01-09-30 | WTU | ✓ 8,957 | 50070079682367

01-10-31 | WTU | ✓ 8,938 | 50070079682367

01-12-02 | WTU | ✓ 9,083 | 50070079682367

02-01-06 | WTU | 9,123 | 50070079682367

02-01-31 | WTU | 9,341 | 50070079682367

02-03-02 | WTU | 9,121 | 50070079682367

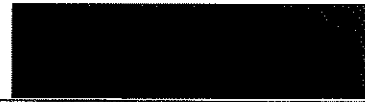
充当割合: 取務活動 以外が含まれるので案分

事務費
携帯電話

01-05-31	WTU	(1/2)	16,646	KDDIリボウキ	7月分
01-07-01	WTU	(1/2)	20,656	KDDIリボウキ	5月分
01-07-31	WTU	(1/2)	17,193	KDDIリボウキ	6月分
01-09-02	WTU	(1/2)	20,462	KDDIリボウキ	7月分
01-09-30	WTU	(1/2)	16,847	KDDIリボウキ	8月分
01-10-31	WTU	(1/2)	16,674	KDDIリボウキ	9月分
01-12-02	WTU	(1/2)	19,011	KDDIリボウキ	10月分
02-01-06	WTU	(1/2)	17,968	KDDIリボウキ	11月分
02-01-31	WTU	(1/2)	17,219	KDDIリボウキ	12月分
02-03-02	WTU	(1/2)	22,435	KDDIリボウキ	1月分

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和2年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
4月25日	30,000		0	30,000		
5月25日	30,000		0	30,000		
6月25日	30,000		0	30,000		
7月25日	30,000		0	30,000		
8月25日	30,000		0	30,000		
9月25日	30,000		0	30,000		
10月25日	30,000		0	30,000		
11月25日	30,000		0	30,000		
12月25日	30,000		0	30,000		
1月25日	30,000		0	30,000		
2月25日	30,000		0	30,000		
3月25日	18,750		0	18,750		
合計	348,750	0	0	348,750		

2019 年度 雇用職員出勤簿

人 件 費

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●		●					●		●				

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●		●					●		●					

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
						●		●					●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●					●		●					●		●	

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			●		●					●		●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		●		●					●		●			

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●		●					●		●				

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●		●					●		●						

2019 年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
					●		●					●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				●		●					●		●		

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		●		●					●		●			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	●		●					●		●					

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●		●					●		●					●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●					●		●							

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
				●		●					●		●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			●		●					●		●			

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
主な就業場所	沖縄県議会議員 西銘啓史郎事務所 (那覇市識名 3-15-2-102)
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	月8日 (基本：火・木) 14:00～17:00
休 日	
給与 (賃金)	月給 30,000 円 (時給 1250 円)
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	<u>直接払い</u> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成31年4月1日

雇 用 者 氏名 西銘 啓史郎



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和元年度雇用職員申告票

議員名 西銘 啓史郎

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和元年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 西銘 啓史郎



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。


勤務実態申告票

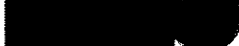
【議員名 西銘 啓史郎】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの		
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの		
	要請陳情等に係るもの	・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	50%
	会議に係るもの	・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	30%
	資料作成に係るもの	・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの	・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	10%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務			

令和 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 西銘 啓史郎 

被雇用者 

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所



(令和2年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
4月25日	10,000		0	10,000	●	
5月25日	10,000		0	10,000	●	
6月25日	10,000		0	10,000	●	
7月25日	10,000		0	10,000	●	
8月25日	10,000		0	10,000	●	
9月25日	10,000		0	10,000	●	
10月25日	10,000		0	10,000	●	
11月25日	10,000		0	10,000	●	
12月25日	10,000		0	10,000	●	
1月25日	10,000		0	10,000	●	
2月25日	10,000		0	10,000	●	
3月25日	7,500		0	7,500	●	
合計	117,500	0	0	117,500		

2019 年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: [Redacted]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				●							●			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			●							●					

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
								●						

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
●							●							●	

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
						●							●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
					●							●			

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
			●							●				

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		●							●						

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書


氏 名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
住 所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
主な就業場所	沖縄県議会議員 西銘啓史郎事務所（那覇市識名3-15-2-102）
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	月4日（基本：月）13：00～15：00
休 日	
給与（賃金）	月給 10,000 円、（時給 1250 円）
給与支払日	毎月月末 〆切
支払方法	<u>直接払い</u> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成31年 4月 1日

雇 用 者 氏名 西銘 啓史郎 

被雇用者 氏名 [Redacted] 

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和元年度雇用職員申告票

議員名 西銘 啓史郎

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: 姪)	<input type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和元年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted] ●

住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 西銘 啓史郎 (西銘印)

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿
- タイムカード
- その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

人件費

【議員名 西銘 啓史郎】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの		
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの		
	要請陳情等に係るもの	・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	10%
	会議に係るもの	・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	30%
	資料作成に係るもの	・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの	・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	50%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務			

令和 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

西銘 啓史郎



被雇用者

